

生駒市規則第7号

生駒市教育委員会に対する補助執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市教育委員会に対する補助執行規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会に対する補助執行規則（平成28年3月生駒市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「及び特定地域型保育等」を「、特定地域型保育等及び特定乳児等通園支援」に改め、同条第12号中「及び地域型保育給付費」を「、地域型保育給付費、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の支給」に改め、同条中第20号を第21号とし、第14号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同条第13号中「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に改め、同号を同条第14号とし、同条第12号の次に次の1号を加える。

(13) 地域型保育事業及び乳児等通園支援事業の認可に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。